

「消費書行政の充実をめざすネットワークいわて」 設立趣意書

【設立趣意】

昨年、消費者庁が発足し、生活に根ざした消費者主体の行政が推進されることになり、その具体的な計画作りが始まりました。

特に大切とされたのが、住民に近い地方消費者行政の充実ですが、財政面や人材の育成等課題が多くありますが、その推進が必要になっています。

2009年度、岩手県内には、センター機能を持つところが2ヶ所、相談窓口が4市1村にありましたが、多くの市町村は、県の11振興局・22人の相談員を頼りにしてきました。

消費者庁の発足にともない設けられた「地方消費者行政活性化基金」等を利用して、2010年度は、市が中心の広域センターが3ヶ所、市単独センターが1ヶ所、市の相談窓口が5ヶ所と3ヶ所増えましたが、県内全域がカバーされている状況には至っていません。しかし、振興局の窓口は来年度(2011年度)廃止されます。せめて核になる市を中心に広域相談窓口へのスムーズな移行が不可欠ですが、最終的には住民に一番近い市町村の消費者行政の充実が必要です。

新規採用であれば相談員の人件費に使えるようになった「地方消費者行政活性化基金」ですが、3年の期限付きではその後の人件費を市町村が出せるのか暗中模索の段階です。

また、専門性が高い相談員の確保もすぐには難しく、今まで相談実績の積み上げがあり、基金のとりまとめをする県のきめ細かな助言とリーダーシップが必要になっています。

今、相談窓口では、未曾有の経済危機の中で、明日の生活費もままならない「生活苦」の駆け込み消費者相談が増えています。相談内容も多重債務から生活崩壊の相談へとシフトし、総合的になっているため、社会的な視点をもって生活建て直しのアドバイスもできる人材確保が重要になっています。

そのため、岩手県に住む消費者問題に取り組む法律の専門家や消費者団体がネットワークを作り、岩手県の「生活者重視」をさらに推進し、行政全体で消費者行政を進めることが必要です。今まで積み上げてきた相談システムや消費者行政をいかし、さらに発展させるために、関係団体が、岩手県に働きかけ、一緒にすすめるためネットワークを設立します。

《参加団体》

- (1) 岩手弁護士会・消費者問題対策委員会
- (2) 岩手県司法書士会
- (3) 社団法人岩手県労働者福祉協議会
- (4) 岩手県生活協同組合連合会
- (5) 岩手県消費者団体連絡協議会

「消費者行政の充実をめざすネットワークいわて」規約

(2010年4月14日設立総会議案書より)

第1条 (名称)

本ネットワークは、消費者行政の充実をめざすネットワークいわてと称する。

第2条 (所在地)

本ネットワークは、事務所を事務局長の所在地に置く。

第3条 (目的)

- 1 消費者被害の予防・救済・生活支援を実効あるものにするため、広域を含めた市町村全てに相談窓口設置や岩手県の体制強化を求める。
- 2 「消費者重視の政策」の充実を求めて、岩手県や国に働きかける。

第4条 (活動内容)

本ネットワークは、前条の目的を実現するため、下記活動を行う。

- 1 県内相談窓口が振興局から市町村及び広域にスムーズに移行し、さらに充実するよう、岩手県がリーダーシップを発揮することを求める。
- 2 そのためのシンポジウムや集会の開催を企画する。
- 3 国会・地方議会・政府・政党そのほかの団体、マスコミに必要に応じて働きかける。
- 4 上記活動を行うための調査研究活動を行う。
- 5 その他、前条記載の目的達成に必要な一切の活動を行う。

第5条 (会員・入会手続等)

- 1 本ネットワークは目的に賛同する団体を会員とする。
- 2 前項の加入申し込みの承認は、幹事会において行う。
- 3 国会・地方議会・政府・政党そのほかの団体、マスコミに必要に応じて働きかける。

第6条 (役員)

- 1 本ネットワークは、代表幹事1名程度、幹事5名程度、事務局長1名、会幹1名、会計監事1名を置くこととする。
- 2 役員、事務局の任期は、1年または本ネットワークが目的達成により幹事会の決定により解散するまでとし、1年を超えて存続する場合は、再任を妨げない。
- 3 各幹事は、幹事会の承認を得て、幹事代行をおくことができる。

第7条 (意思決定)

- 1 本ネットワークの運営は、会員の意思を適宜の方法で聴取した上、幹事会において決定する。
- 2 幹事会は、代表幹事、幹事及び幹事代行、事務局によって構成する。

第8条 (会計)

- 1 本ネットワークの会計は必要が生じたとき、各団体が分担する。
- 2 本ネットワークの収入支出は会計1名が管理し、会計監査を経て幹事会で報告する。